



平成 23 年 1 月 24 日

各 位

本社所在地	東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号
会社名	健康ホールディングス株式会社
代表者	代表取締役社長 瀬戸 健
コード番号	2928 札幌証券取引所アンビシヤス
問合せ先	取締役 香西 哲雄
電話番号	03-5337-1337
U R L	http://www.kenkou-hd.com/

子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である健康コーポレーション株式会社が株式会社三光紙器工業所より、平成21年2月12日付で提起されていた訴訟について、平成23年1月21日、東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成23年1月21日

2. 訴訟の提起を受けていた子会社の概要

- (1) 商 号 健康コーポレーション株式会社
- (2) 所 在 地 東京都中野区中央二丁目 9 番 1 号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 瀬戸 健 ※
- (4) 当社出資比率 100%

※代表取締役 瀬戸 健は、当社の代表取締役を務めております。

3. 当該訴訟を提起した者

- (1) 商 号 株式会社三光紙器工業所
- (2) 所 在 地 東京都新宿区西落合一丁目31番21号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 堀 康人

4. 訴訟の経緯

健康コーポレーション株式会社（以下、「同社」と言います。）は、株式会社三光紙器工業所（以下、「原告」と言います。）に製商品のセットアップおよび発送業務等を委託しておりましたが、同業務を他社に移管したところ、原告はこれを債務不履行若しくは不法行為にあたりと主張し、損害賠償の支払いを求めるとともに、原告が同業務に関連して、同社の商品保管を別会社に委託していたことが事務管理等にあたりと主張し、保管料相当額の支払いを求め、東京地方裁判所に訴えていたものであります。

同社といたしましては、原告の求めている責任はいずれもないことを主張し、本件訴訟に対応してまいりました。

5. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6. 今後の見通し

上記のとおり、同社の主張が認められる判決が下されました。また、当期（平成23年3月期）連結業績に与える影響はございません。なお、本判決に対し、原告より控訴が提起された場合には、引き続き同社の主張が認められるよう対応していく所存です。

以上